賀正

1957年

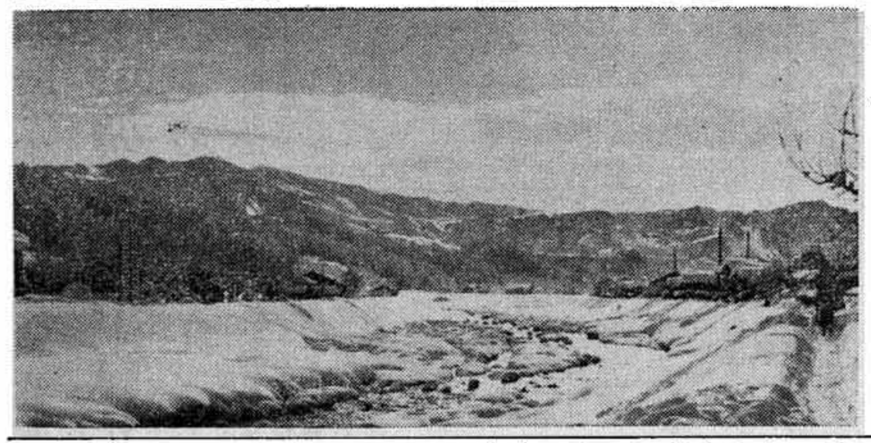

広報とちお

発行所
栃尾市役所
新潟県栃尾市
（電話750・26）

人口の動き
（12月末日現在）

男	18,898人
女	19,947人
計	38,845人
世帯数	7,079

人口動態
（1月〜12月）

出生	男418 女446	計864
死亡	男173 女210	計383
死産	男 41 女 38 不明 2	81
婚姻		339
離婚		33

美しい世の中を

年頭所感

栃尾市長 皆川信吾

明けましておめでとうございます。

栃尾市もここに三度目のお正月を迎えた訳でありまず。わけて昨年は、半蔵金中野俣二カ村の合併がなり栃尾郷もいよいよ真に一体となりましたことは、最もよろこびに堪えないことでありまして、このよろこびと共に市制施行以来これが建設のためにひたすらご協力を下さつた皆さまに対し心から感謝申し上げる次第であります。

過ぎ去つた一年を顧り見まするとき、誠にあわただしく、年頭のごあいさつに述べました事がらもすべてをやり尽せなかつたのでありましたが、「愛する友よ…僕達が死ぬ時には、僕達が生れた時より少しでもこの世の中を美しいものにしていこうよ……」これはハーシエルのことばでありますが、言い得て妙でありまず。私は皆さんと共にこのことばのとおり少しでも世の中を美しいものにいたしたいと努力してまいりたいと念願いたしております。

さて、私は明けましておめでとう……と申し上げましたが、このおめでとうという心持はひとつの願望であり、予約に過ぎないのでありまして、いざ決算になりますといつもあまりおめでたくないことの多いのが世の中の常であります。しかして、この年をおめでたくするということは、たいへんな難事であつて非常の努力なしではとうていできないことであります。

いま国家の政治経済、特に地方経済の育成強化という見地よりの財政計画等種々の状勢、ひいては本市の教育、土木、水道、庁舎、電信電話等、ここ二・三年間は、我々に解決を迫られている幾多の重要問題は、容易ならぬ決意をもつて目前の不利不便をしのび大局のために英断に出ない限り決してめでたい年は廻つてこないのではないかと思うのであります。市民の皆さん、我々は今こそ自我の考えを捨て新市建設の大道にしたがつて、重点的に、慎重に対策を検討すべき時期であると信ずるのであります。このことについて、我我はとかくせつかちであり過ぎると思う「日本人は天孫民族でなくテンション（緊張、＝気みじかで怒りやすい）……民族だという説がある」英国人のごとく大地にしつかり足をつけて進むべきであるといわれています。このことは、日本のあらゆる部門にも課せられた今年の最大課題でなければならないと存じます。

市民の皆さん、郷土を少しでも良くするよう協力一致奮闘くださいまして、ますますおめでたい年を重ねてまいりますようお祈りいたしまして年頭のごあいさつといたします。

和をもってのぞむ

年頭所感

栃尾市議会議長 佐藤熊太郎

皆さん、明けましておめでとうございます。

弥彦事件で明けた昭和三十一年は特筆大書すべき数多くの大事件を記録して暮れ、ここに輝やかしかるべしと祈る新年を迎え、私どもは何か新しく全市民の記録に止まるべきよきことあれと念じて元日の雑煮のはしを割つたのであります。

私どもが常に考えていることは、正直にいつて国家的なことよりもすぐ目の前の栃尾市の健全なる発展であります。時代の要請によつて栃尾郷が一丸となつた今日、山間地は山間地なりの前進をし、幸福をつかまなければならないと考えられます。

産業の振興は申すに及ばず、守門総合開発、地下資源の探索利用、道路橋梁の完備、学校の理想的統合による教育の向上、人力によつてある程度防げるための消防施設の充実等々幾多希望にもゆる理想をもつて、これが実現に取組まなければなりません。

私は特に本年は「和」を信念として進みたいと思つております。そうしていかなる難事といえども、こと市民の幸福を約束されるならば三万九千の市民の前に和をもつてのぞみ、ひとつひとつを実現さしていきたいと念願し、かつ努力したいと思つております。何もくどくどと申し上げることより、本年こそは私ども三万九千の市民はおしなべて健康であり、何事にもへこたれず、互にたすけ合い、考え合い、よりよき年としようではありませんか。

年頭にあたり気持の一端を述べてごあいさつといたします。

成人式は四月に予定

ご承知のように国の定めた成人の日は、一月十五日ですが、栃尾市では、四月三日に成人式を挙行する予定であります。

これは地域が広くなつたこと、日が短いため集まつていただくに困難なこと、冬季間出かせぎのかたがあることなどで四月に挙行していたものです。しかし、この成人の日を有意義に過ごすよう、各部落の成人のかたが集まつて意義のある話合いなり、みんなで将来の計画をたててそれを話合うなりして、一日をお過ごし下さることが結構だと思います。今年の成人者は、昭和十一年四月二日から十二年四月一日までに生れた人を対象にしております。

暖かい贈りものがこんなにたくさん

＝歳末たすけあいの結晶＝

十二月中を歳末たすけあい月間として、各庭家へは同情袋を配布し、織物組合には反物の寄贈をそれぞれお願いし、さらに栃尾映画劇場からは、三日間歳末たすけあいの映画会を催していただきました。いずれも皆さまがたの暖かいお心づくしにより、同情袋による募金六万八千九百五十八円映画会による募金一万円、サンタクロースの店（高見屋、大久呉服店、タナベ履物店、フジヤラジオ店）一千円、計金七万九千九百五十八円、このほか、織物組合から反物六一五ヤール、作業衣等一六点、大広工場四十一ヤール、鈴倉工場七十四ヤール、計七三〇ヤールなどの援護金および品物が寄せられ、生活に困つている家庭も明るい年を迎えることができるものと心からよろこんでおります皆さんがたの暖かいご同情を感謝申し上げます。

このようにして寄せられた援護金および品物は、二百四十八の被保護家庭の一人世帯には二百円、二人には二百五十円、三人には三百五十円、四人には四百円五人以上には五百円とそれぞれ反物が半反づつ配分されました。このほか寺泊養老院入所者一人あて金二百円と反物が半反、柏崎、犀潟、小千谷、寺泊各国立療養所、長岡中央病院入所者にもそれぞれ金二百円と反物半反づつを市からの慰問団によつておくりました。

冷害（北海道）にも暖かい手

今年の北海道の冷害は、皆さんよくご存じのとおりであります。この冷害による北海道の人々の生活を少しでも助けようと、全国的に救援運動が呼びかけられてまいりました。

この結果市にも、半蔵金青年団からモチ（現物）七斗六升▼栃高生徒会、現金六千五百六十四円、その他学用品▼栃尾中生徒教職員、現金六千五百四十九円、学用品二百七十点▼東谷中学校、現金四千百四十七円▼金沢青年会、現金二千四百十五円▼栃高西谷分校家庭クラブ、衣類一包▼栃尾市排球協会、現金千円▼新町婦人会、現金千円、このほか栃尾中学校二年C組四十九人のみなさんから、北海道のお友達にお渡し下さいと、暖かい心のこもつたお手紙四十九通が市社会福祉協議会へ届けられましたので、十二月七日と二十六日の二回に分けて、北海道冷害救援対策本部長あてに贈られました。

〝赤い羽根〟募金にお禮

〝国民たすけあい〟赤い羽根共同募金は、皆さんのご理解あるご協力によりまして、今年の目標額であつた三十一万八千円に対し九十八％がよせられ、もう一歩で完遂できるまでにいたりましたことを厚くお礼申し上げます。今後ともいつそうのご協力をお願いいたします。

（栃尾市共同募金会）

ジフテリアの流行期……

予防にはまず注射

ジフテリアは非常に伝染性が強く、いたるところに患者が発生して年中絶えることがありません。

ジフテリアのうつる原因は患者や、保菌者ののどや鼻の中にいるジフテリア菌が、せきやくしやみといつしよにとび散つて、まわりの人の口や鼻から入つてうつります。寒い時期にかかりやすく、患者の多くは十才以下特に生後六カ月から三才までの乳幼児に多いが十才以上の子供及び大人にも見られるようです。

死亡率は、二才、三才位の幼児に多いようですから注意しなければなりません

侵される部位は、咽頭が最も多く喉頭、鼻がこれにつぎ、まれには目、皮膚、その他にもあらわれることがあり病状は次のような状態になります。潜伏期は二日から七日といわれています。

咽頭ジフテリアは、普通熱は割合にひくいが淋巴腺がはれるに従い高い熱がでて元気がなくなり、のどが痛くてたべものを飲みこむことがむずがしくなりますのどを見ると白い膜のようなものがでています。

喉頭ジフテリアは、さらに奥の方に進んで声帯あたりにも義膜（白い膜）ができき声はかれ、犬の遠ぼえのようなヒユーヒユーというせきがでて、非常にいきぐるしそうになります。

鼻ジフテリアは、鼻のなかに義膜ができて、鼻のなかがはれて、鼻汁がでてくる、そのなかにはときどき血がまじりますが、鼻血位に考えていて手遅れとなることがあります。乳幼児に多く、普通の場合熱がひくいためジフテリアと気づかないことが多いようです。

手当は、ジフテリア免疫血清（ジフテリアの毒素を馬に注射して作つたもの）で完全に治る病気です。しかし注射の時期がおくれると、役にたたなくなりますから、ジフテリアの疑いがある場合には、できるだけ早く医者にみてもらつて正しい治療を受けましよう。

予防するには、非常によくきく予防注射がありますこの注射を受けておくと、かかることも少いし、もしかかつたにしても軽くてすみます。

ここにも電話開通

次の部落に電話が入りましたからお知らせいたします。▼六五五五番　菅畑東部落▼六五五一番　菅畑西部落▼二日町局六番　上塩谷農協第二事務所（塩川）

【変更】東谷中学校、六五一五番

第三　婚姻

問　法律上の婚姻とはどういうことですか。

答　簡単に言うと、終生の共同生活を目的とする一男一女の合意によつて、法律上の夫婦関係を創設することを言います。

そしてこれは戸籍法の定めるところによつて婚姻の届出をしなければその法律効果は認められないのです。

問　婚姻届をするに必要な要件はどのようなことですか。

答　それは大体次の要件を備えなければなりません。

一、婚姻適令（男子十八才、女子十六才）に達していること。
二、当事者間に婚姻の意思があること。
三、二重の婚姻でないこと。
四、女子が再婚の場合前婚解消の日から六カ月を経過していること。
五、近親者間の婚姻でないこと。
六、未成年（二十才未満）の場合は、父母の同意を要すること

問　では届出の手続きについてお聞かせ下さい

答　届出についての期限はないが、届出人（夫婦）がその本籍地か又は、住所地の市町村役場へ成人の証人二人とともに署名押印して届け出ればよいのです。なお、届出地が本籍地以外の住所地か、一方の本籍地であるときは双方、又は他の一方の戸籍抄本を添えて下さい。又、届書の数も二人の本籍地ならば一通一方の場合は二通、二人とも本籍地以外の住所地であつたら三通必要です。

問　婚姻の届出によつて戸籍はどのようになりますか。

答　夫婦は婚姻の際協議によつて、夫婦のいずれか一方の氏を自由に称することができるので、すでに夫又は妻が戸籍の筆頭（最初）に記載されている場合を除く外、夫の氏を称した場合は夫、妻の氏を称する場合は妻が、筆頭に記載されて、夫婦を単位に新しく戸籍が編製されます。

第七回定例市議会終る

一般会計追加更正予算など可決

公平委員三氏も決る

▽……第七回定例市議会は十一月二十六日織物組合に招集され……▽
▽……会期を十日間と決め、提出議案のうち十三件を可決して……▽
▽……休会に入り、その間各常任委員会を開き審議、第二日目……▽
▽……の本会議を十二月八日織物組合の会議室で再開、残りの……▽
▽……九件を可決して会期二日間を残して同日閉会しました。…▽

第七回定例市議会の第二日目の会議は、十二月八日午前十一時から、織物組合の会議室で開かれました。病気休養中であつた佐藤議長は、その後の経過良好とあつて、議場へ出席されたが、当分無理できないとのことで、伊東副議長が議長の職務を行いました。

この日議決された議案は次の九件で、そのほかに請願二件、陳情一件が採択と決定されました。

なお、七名の議員から市政に関する一般質問があり、またこれに伴う関連質問も活潑に行われ、午後四時二十五分この定例会は閉会となりました。

○議会議員の報酬並びに費用弁償に関する条例
○議会参与の報酬額及び費用弁償額支給条例
○昭和三十一年度一般会計歳入歳出追加更正予算
○職員寒冷地手当支給条例の一部改正条例
○公民館設置条例の一部改正条例
○予算外義務負担について
○昭和三十一年度一般会計歳入歳出追加予算
○公平委員会設置条例
○公平委員会委員選任について

一般会計追加更正さる

一般会計歳入歳出追加更正予算第六号の追加更正予算額千百七十五万八千百七円のうち、主なるものは中野俣村および半蔵金村の合併による、十月一日以後の必要額五百六十七万五千円新農村建設事業費二百十三万円、伝染病院特別会計へ繰出金二百万円、学校給食費五十万円などであります

歳入は、中野俣、半蔵金分の税収入二百二十七万九千円と両村分の地方交付税百二十七万三千円のほか、国県の補助金五百一万円、前年度繰越金百十七万円、地方交付税百十万円、繰入金六十三万円、雑収入二十三万円などを財源としてみこんでいます。このほか、一部において減額更正をしています。

ついで提出された第七号の追加予算額二百九十二万円は、栃尾中学校（上ノ原地内）体育館建築敷地および屋外運動場整地工事費として追加されたもので、この財源としては、合併による地方交付税をみこんでおります。

公平委員を選任

栃尾市公平委員に次の三氏が選任されることに決りました。

諸橋栄之助（北荷頃）
大崎拾三郎（吹谷）
佐藤　長一（下谷内）

これは今まであつた栃尾市外二カ村公平委員会共同設置規約が旧中野俣村および旧半蔵金村の合併によつて廃止され、新たに栃尾市公平委員会設置条例が制定されたため新ためて選任し議会の同意を得たものです

解説

印鑑登録には保証人が必要です

すでにご承知のとおり昨年十一月第七回定例市議会で、印鑑条例が議決されて、本年から施行されました。

そこで、従来の取扱い方と変つた点の主なものを、次のとおりお知らせいたします。

一　印鑑の登録を受けることのできるものは、市内に住んでおり、住民登録、あるいは、外国人登録をしている人と、それに法人の代表者であります。従つて、本籍があつても市内に住んでいない人は、登録を受けることができないし、もちろん印鑑証明も受けられないわけであります。

二　印鑑の登録をしようとする人（従来の印鑑届をする人にあてはまる）は、既に市役所に印鑑の登録を受けている人の保証がなければ登録の申請をすることができません

三　印鑑の登録をしている人が、印鑑の登録を変更しようとする場合（従来の改印届にあてはまる）は、新旧の印鑑を変更申請書に押して申請すること。

もし、もとの印鑑をなくしたりなどした場合は前の例により保証が必要です。

自転車荷車税の月割課税とは

昭和三十一年四月二日以後に自転車、リヤカー原動機付自転車などを新たに取得した場合は、その翌月から翌年三月までの分を月割で次の区分によつて課税されます。

▼自転車、リヤカー
年税額二百四十円（月額二十円）
▼原動機付自転車
五〇CCまで年税額六百円（月額五十円）
五一CCから九〇CCまで年税額八百四十円（月額七十円）
九一CCから一二五CCまで年税額千二百円（月額百円）

該当するかたに徴税令書が配付されますから、必ず期限内にお納めください。

心あたたまる「おみやげ」

織物組合常務理事稲田正三氏は中共視察団の一人に選ばれ、見本市など広く視察を終え二十八日に帰られましたが、市民へのおみやげとして金五万円を市長にくださいました。

このお金はもつとも有効につかつてご厚意にそうことにいたしました。

1957 新年おめでとうございます 昭和32年

市長　皆川信吾
助役　牧野兵蔵
収入役　多田角七
総務課長　大久保雄二
税務課長　武士俣武雄
厚生課長兼福祉事務所長　千野荘司
保健衛生課長　坂井寅平
産業課長　渡辺芳夫
建設課長　山田光一
外職員一同

議会議長　佐藤熊太郎
副議長　伊東養正
外議員一同

議会事務局長　藤井勇
外職員一同

―教育委員会―
委員長　石田務
外委員一同
教育長職務代理者社会教育課長　熊倉修造
指導主事　太田雅衛
公民館長　石綿政治
外職員一同

一月の市税は

市民税・県民税第四期分
自転車荷車税（月割課税分）
国民健康保険税（一月分）

であります。

◎期限内にお忘れなく納税をお願いいたします。

雪国のエチケット
雪おろしに注意

連日の降雪で雪おろしが盛んに行われておりますが、この雪おろしの際、特に次のことにご注意ください。

◎雪を投げおろすとき、電線、特に家の引込み線に注意して雪をブツケないようにすること。

雪をブツケることで電線がふれあつて停電したり、また、ときには故障によつて火災の原因となることがあります。もし電線の故障を発見したら直ちに電気会社へ連絡しましよう。

◎雪おろしの後、道路上の雪はならして平にしておくこと。

道をでこぼこにしておくことは、人の歩行およびソリを引くのを妨げることはもちろん火災等が発生した場合の消防力の活動を妨げることになります。道幅はソリのすれちがいと火災等に備え六尺以上は常に平にしておくよう心がけましよう。

◎雪おろしの後など、みだりに江川に雪を流さないようにすること。

川上で多量に投げ入れた雪が川下でツッカイてときには床上浸水までのサワギを起すことがたびたびあります。お互に注意しましよう。

火の用心

農業委員の選挙権は名簿にのらないと投票できません
縦覧は一月二十日から二月三日まで

昨年十二月一日現在で農家の皆さんの申請によつて選挙管理委員会では、ただ今、農業委員会委員選挙人名簿を調整中でありますが近くできあがりますので、今月二十日から二月三日までの十五日間、毎日午前八時三十分から午後五時まで市役所でお見せいたします

名簿に誤りや、落ちがありましたら、この期間内に申し出て下さい。

森林の立木伐採の手続きは

森林法により森林の所有者、その他森林の立木を伐採するものは、都道府県知事に届出、又は許可を受けなければならないことになつておりますから、特に次のことに留意して届出下さい。

1、制限林（保安林）の伐採は、おのおの施業要件により異なつておりますから、市役所、又は森林組合へおたずね下さい。

2、森林の立木を伐採しようとする人は、できるだけ一月中に手続きして下さい。

3、立木の伐採については次の点をお調べ置き下さい。
イ、伐採する森林の所在地番、面積
ロ、主間伐別・用材林薪炭林別、針葉樹・広葉樹の別、材積

4、伐採手続きは、市役所又は森林組合へお申し出下さい。（産業課）

森林立木ばつ採一覧

種目	期限	摘要
伐採許可申請	毎年二月二十日	すぎ　二十一年以上四十五年生まで まつ　二十一年以上三十五年生まで ざつ　六年以上二十年生まで （適正伐期令級未満）
伐採届	伐採する六十日前	すぎ　四十六年生以上 まつ　三十六年生以上 ざつ　二十一年生以上 （適正伐期令級以上）

公営結婚のおすすめ

従来の結婚方式がどんなに不合理、不経済な面が多かつたということはいまさら申すまでもありません。また、これらの是正改善が長い間叫ばれても、古い伝統の「力」に妨げられて効果があがらなかつたことも事実ですが、新時代に即した「あり方」でゆきたいと思います。世間の見えや、外聞を飾るよりも、人生の真の幸福はいずれにあるかを考え、時代にふさわしくない結婚様式は今こそ改めて良いときだと思います。ことに経済面においては、お互の生活も急迫しているこの際、むだな出費を思いきり節約し「けちくさいといわれるのでないか？」「よそでごちそうになつていながら……」「自分の金を使うのに他人の制約を受ける必要はない」とか、また、子供に肩身の狭い思いをさせたくないということでなく、簡素で優美で厳粛な新しい結婚方式【公営結婚】に改めることこそ再建日本の新生活運動の一端として、最も緊要なことと信じ、おすすめいたします。（挙式案内書など中央公民館にあります）

家庭内でも話しあい

古いしきたりの中から抜けでて、新しい時代の流れに添つた家庭生活が営まれてこそ、その家庭は新しい感覚の線で家庭教育が、事業が、経営が科学的合理的に実行されると考えられます。

それではどのようにしたらよいか。

一　「家族会議」「家庭内の話し合い」皆さまの家庭で一日中のわずか二三十分間をいろりか火鉢をかこんで、老人も主人夫婦も子供も家族全員が集まつて、その日の見たこと、聞いたこと、体験したこと、学校で習つたことなどをみんなで話し合い、老人は若い人の話を、若い人は老人の体験談を、母は娘の話を聞いたり、聞かせたりして、あなたのご家庭内で、みんなの異つた立場で話し意見を交換することが、その家庭を豊かな教養のある家庭に育てあげるコツであります。

親父さんだけがいばつて家族を盲目的にコキ使う時代ではありません。家庭を豊かにするためには、話し合いによつてお互の理解をふかめ協力し合うためには、腹の中にあることがらを口マメに話し合つてこそ家庭内の和合ができ、家庭内に笑声が常におこることは、その家庭が常に明るい楽しい証拠であります。嫁も姑も笑顔で思つていること、考えていることがらを卒直に話し合い理解し合つてこそ、その家庭は円満であり、生産力は向上し健康な家庭再建ができあがることでしよう。

できるだけ毎日実践しましよう。忙しい家庭では一週間に二日でも三日でも実施することにしましよう。

新生活運動

一月の実践目標

一、正月休みを利用して、今年の経営計画をたててみましよう。

例　水稲の作付品種、養蚕、畜産のことなど。

二、座談会を開いておおいに研究しましよう。

例　衛生関係の場合は保健所、又は市役所の衛生関係のかた、農業関係の場合は改良普及員のかたから出席をお願いして意見を聞くなど。

三、お正月が一月に一本化され、二月の月（旧正月の月）は行事がないわけです。そこで……いろいろな話し合いをやりましよう。

◎自分の地域には、どんな副業が適するか。

◎休日を定めたらどうでしよう。